

## 換気設備の構造方法を定める件の一部改正

換気設備の構造方法を定める件（昭和 45 年建設省告示第 1826 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>第 1 居室に設ける自然換気設備            建築基準法施行令(以下「令」という。)第 20 条の 2 第一号イ(3)の規定に基づき定める衛生上有効な換気を確保するための自然換気設備の構造方法は、次の各号に適合するものとする。            一 令第 20 条の 2 第一号イ(1)に規定する排気筒の<b>必要有効断面積</b>の計算式によつて算出された <math>A_v</math> が 0.00785 未満のときは、0.00785 とすること。            二～四 (略)</p> <p>第 3 調理室等に設ける換気設備            一 (略)            二 令第 20 条の 3 第 2 項第一号イ(4)の規定により国土交通大臣が定める数値は、次のイ又はロに掲げる場合に依り、それぞれイ又はロに定める数値とすること。            イ 排気口又は排気筒に換気扇等を設ける場合            次の式によつて計算した換気扇等の<b>必要有効換気量</b>の数値</p> $V = 40KQ$ <p>この式において、<math>V</math>、<math>K</math> 及び <math>Q</math> は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"><math>V</math></td> <td style="padding: 0 10px;">換気扇等の<b>必要有効換気量</b>(単位 1 時間につき <math>m^3</math>)</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"><math>K</math></td> <td style="padding: 0 10px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"><math>Q</math></td> <td style="padding: 0 10px;">(略)</td> </tr> </table> <p>ロ 排気口又は排気筒に換気扇等を設けない場合            次の式によつて計算した排気口の<b>必要有効開口面積</b>又は排気筒の<b>必要有効断面積</b>の数値</p> $A_v = \frac{40KQ}{3600} \sqrt{\frac{3 + 5n + 0.2l}{h}}$ <p>この式において、<math>A_v</math>、<math>K</math>、<math>Q</math>、<math>n</math>、<math>l</math> 及び <math>h</math> は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"><math>A_v</math></td> <td style="padding: 0 10px;">排気口の<b>必要有効開口面積</b>又は排気筒の<b>必要有効断面積</b>(単位 <math>m^2</math>)</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"><math>K</math></td> <td style="padding: 0 10px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"><math>Q</math></td> <td style="padding: 0 10px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"><math>n</math></td> <td style="padding: 0 10px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"><math>l</math></td> <td style="padding: 0 10px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"><math>h</math></td> <td style="padding: 0 10px;">(略)</td> </tr> </table> <p>三 令第 20 条の 3 第 2 項第一号イ(6)の規定により国土交通大臣が定める数値は、次のイ又はロに掲げる場合に依り、それぞれイ又はロに定める数値とすること。            イ 煙突に換気扇等を設ける場合 次の式によつて計算した換気扇等の<b>必要有効換気量</b>の数値(火を使用する設備又は器具が煙突に直結しており、かつ、正常な燃焼を確保するための給気機等が設けられている場合には、適当な数値)</p> $V = 2KQ$	$V$	換気扇等の <b>必要有効換気量</b> (単位 1 時間につき $m^3$ )	$K$	(略)	$Q$	(略)	$A_v$	排気口の <b>必要有効開口面積</b> 又は排気筒の <b>必要有効断面積</b> (単位 $m^2$ )	$K$	(略)	$Q$	(略)	$n$	(略)	$l$	(略)	$h$	(略)	<p>第 1 居室に設ける自然換気設備            建築基準法施行令(以下「令」という。)第 20 条の 2 第一号イ(3)の規定に基づき定める衛生上有効な換気を確保するための自然換気設備の構造方法は、次の各号に適合するものとする。            一 令第 20 条の 2 第一号イ(1)に規定する排気筒の<b>有効断面積</b>の計算式によつて算出された <math>A_v</math> が 0.00785 未満のときは、0.00785 とすること。            二～四 (略)</p> <p>第 3 調理室等に設ける換気設備            一 (略)            二 令第 20 条の 3 第 2 項第一号イ(4)の規定により国土交通大臣が定める数値は、次のイ又はロに掲げる場合に依り、それぞれイ又はロに定める数値とすること。            イ 排気口又は排気筒に換気扇等を設ける場合            次の式によつて計算した換気扇等の<b>有効換気量</b>の数値</p> $V = 40KQ$ <p>この式において、<math>V</math>、<math>K</math> 及び <math>Q</math> は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"><math>V</math></td> <td style="padding: 0 10px;">換気扇等の<b>有効換気量</b>(単位 1 時間につき <math>m^3</math>)</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"><math>K</math></td> <td style="padding: 0 10px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"><math>Q</math></td> <td style="padding: 0 10px;">(略)</td> </tr> </table> <p>ロ 排気口又は排気筒に換気扇等を設けない場合            次の式によつて計算した排気口の<b>有効開口面積</b>又は排気筒の<b>有効断面積</b>の数値</p> $A_v = \frac{40KQ}{3600} \sqrt{\frac{3 + 5n + 0.2l}{h}}$ <p>この式において、<math>A_v</math>、<math>K</math>、<math>Q</math>、<math>n</math>、<math>l</math> 及び <math>h</math> は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"><math>A_v</math></td> <td style="padding: 0 10px;">排気口の<b>有効開口面積</b>又は排気筒の<b>有効断面積</b>(単位 <math>m^2</math>)</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"><math>K</math></td> <td style="padding: 0 10px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"><math>Q</math></td> <td style="padding: 0 10px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"><math>n</math></td> <td style="padding: 0 10px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"><math>l</math></td> <td style="padding: 0 10px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"><math>h</math></td> <td style="padding: 0 10px;">(略)</td> </tr> </table> <p>三 令第 20 条の 3 第 2 項第一号イ(6)の規定により国土交通大臣が定める数値は、次のイ又はロに掲げる場合に依り、それぞれイ又はロに定める数値とすること。            イ 煙突に換気扇等を設ける場合 次の式によつて計算した換気扇等の<b>有効換気量</b>の数値(火を使用する設備又は器具が煙突に直結しており、かつ、正常な燃焼を確保するための給気機等が設けられている場合には、適当な数値)</p> $V = 2KQ$	$V$	換気扇等の <b>有効換気量</b> (単位 1 時間につき $m^3$ )	$K$	(略)	$Q$	(略)	$A_v$	排気口の <b>有効開口面積</b> 又は排気筒の <b>有効断面積</b> (単位 $m^2$ )	$K$	(略)	$Q$	(略)	$n$	(略)	$l$	(略)	$h$	(略)
$V$	換気扇等の <b>必要有効換気量</b> (単位 1 時間につき $m^3$ )																																				
$K$	(略)																																				
$Q$	(略)																																				
$A_v$	排気口の <b>必要有効開口面積</b> 又は排気筒の <b>必要有効断面積</b> (単位 $m^2$ )																																				
$K$	(略)																																				
$Q$	(略)																																				
$n$	(略)																																				
$l$	(略)																																				
$h$	(略)																																				
$V$	換気扇等の <b>有効換気量</b> (単位 1 時間につき $m^3$ )																																				
$K$	(略)																																				
$Q$	(略)																																				
$A_v$	排気口の <b>有効開口面積</b> 又は排気筒の <b>有効断面積</b> (単位 $m^2$ )																																				
$K$	(略)																																				
$Q$	(略)																																				
$n$	(略)																																				
$l$	(略)																																				
$h$	(略)																																				

この式において、 $V$ 、 $K$  及び  $Q$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$$\left( \begin{array}{l} V \text{ 換気扇等の必要有効換気量(単位1時間につき} \text{m}^3\text{)} \\ K \text{ (略)} \\ Q \text{ (略)} \end{array} \right)$$

ロ 煙突に換気扇等を設けない場合  
次の式によつて計算した煙突の必要有効断面積の数値

$$Av = \frac{2KQ}{3600} \sqrt{\frac{0.5 + 0.4n + 0.1l}{h}}$$

この式において、 $Av$ 、 $K$ 、 $Q$ 、 $n$ 、 $l$  及び  $h$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$$\left( \begin{array}{l} Av \text{ 煙突の必要有効断面積(単位} \text{m}^2\text{)} \\ K \text{ (略)} \\ Q \text{ (略)} \\ n \text{ (略)} \\ l \text{ (略)} \\ h \text{ (略)} \end{array} \right)$$

四 令第20条の3第2項第一号イ(7)の規定により国土交通大臣が定める数値は、次のイ又はロに掲げる場合に依り、それぞれイ又はロに定める数値とすること。

イ 排気フードを有する排気筒に換気扇等を設ける場合、  
次の式によつて計算した換気扇等の必要有効換気量の数値

$$V = NKQ$$

この式において、 $V$ 、 $N$ 、 $K$  及び  $Q$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$$\left( \begin{array}{l} V \text{ 換気扇等の必要有効換気量(単位1時間につき} \text{m}^3\text{)} \\ N \text{ (略)} \\ K \text{ (略)} \\ Q \text{ (略)} \end{array} \right)$$

ロ 排気フードを有する排気筒に換気扇等を設けない場合  
次の式によつて計算した排気筒の必要有効断面積

$$Av = \frac{NKQ}{3600} \sqrt{\frac{2 + 4n + 0.2l}{h}}$$

この式において、 $Av$ 、 $N$ 、 $K$ 、 $Q$ 、 $n$ 、 $l$  及び  $h$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$$\left( \begin{array}{l} Av \text{ 排気筒の必要有効断面積(単位} \text{m}^2\text{)} \\ K \text{ (略)} \\ Q \text{ (略)} \\ n \text{ (略)} \\ l \text{ (略)} \\ h \text{ (略)} \end{array} \right)$$

この式において、 $V$ 、 $K$  及び  $Q$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$$\left( \begin{array}{l} V \text{ 換気扇等の有効換気量(単位1時間につき} \text{m}^3\text{)} \\ K \text{ (略)} \\ Q \text{ (略)} \end{array} \right)$$

ロ 煙突に換気扇等を設けない場合  
次の式によつて計算した煙突の有効断面積の数値

$$Av = \frac{2KQ}{3600} \sqrt{\frac{0.5 + 0.4n + 0.1l}{h}}$$

この式において、 $Av$ 、 $K$ 、 $Q$ 、 $n$ 、 $l$  及び  $h$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$$\left( \begin{array}{l} Av \text{ 煙突の有効断面積(単位} \text{m}^2\text{)} \\ K \text{ (略)} \\ Q \text{ (略)} \\ n \text{ (略)} \\ l \text{ (略)} \\ h \text{ (略)} \end{array} \right)$$

四 令第20条の3第2項第一号イ(7)の規定により国土交通大臣が定める数値は、次のイ又はロに掲げる場合に依り、それぞれイ又はロに定める数値とすること。

イ 排気フードを有する排気筒に換気扇等を設ける場合、  
次の式によつて計算した換気扇等の有効換気量の数値

$$V = NKQ$$

この式において、 $V$ 、 $N$ 、 $K$  及び  $Q$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$$\left( \begin{array}{l} V \text{ 換気扇等の有効換気量(単位1時間につき} \text{m}^3\text{)} \\ N \text{ (略)} \\ K \text{ (略)} \\ Q \text{ (略)} \end{array} \right)$$

ロ 排気フードを有する排気筒に換気扇等を設けない場合  
次の式によつて計算した排気筒の有効断面積

$$Av = \frac{NKQ}{3600} \sqrt{\frac{2 + 4n + 0.2l}{h}}$$

この式において、 $Av$ 、 $N$ 、 $K$ 、 $Q$ 、 $n$ 、 $l$  及び  $h$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$$\left( \begin{array}{l} Av \text{ 排気筒の有効断面積(単位} \text{m}^2\text{)} \\ K \text{ (略)} \\ Q \text{ (略)} \\ n \text{ (略)} \\ l \text{ (略)} \\ h \text{ (略)} \end{array} \right)$$

附 則 (令和5年国土交通省告示第207号)

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日(令和5年4月1日)から施行する。